

平成24年12月 臨時会

津山圏域資源循環施設組合議会 12月臨時会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合臨時会の招集について	<a href="#">1</a>
議案の送付について	<a href="#">3</a>
組合議会運営予定表	<a href="#">4</a>
議事日程	<a href="#">5</a>
会議に付した事件	<a href="#">6</a>
出席・欠席議員	<a href="#">6</a>
出席した説明員	<a href="#">6</a>
出席した事務局職員	<a href="#">6</a>

第1号（12月27日）

開会宣言	<a href="#">7</a>
日程第1 会議録署名議員の指名	<a href="#">7</a>
日程第2 会期の決定	<a href="#">7</a>
日程第3 議案第5号 工事請負契約について	<a href="#">7</a>
日程第4 議案質疑	<a href="#">8</a>
閉会宣言	<a href="#">22</a>
会議録署名議員	<a href="#">22</a>
発言通告一覧表	<a href="#">23</a>

津資組第 647 号  
平成24年12月20日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

**津山圏域資源循環施設組合議会 12月臨時会の招集について**

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第13号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第13号

平成24年12月20日

平成24年12月27日（木曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会12月臨時会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

付議事件

○工事請負契約について

津資組第 649 号  
平成24年12月20日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付  
します。

記

議案第 5号 工事請負契約について

平成 24 年 12 月 27 日

### 1 2 月臨時組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
12 月 27 日	木	全員協議会（午前 10 時） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）1 2 月臨時会提出議案について	
		本会議開会（午前 10 時 30 分） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑 採決 閉会	

# 平成24年12月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会議事日程

(第1号)

平成24年12月27日(木) 午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5号 工事請負契約について
- 日程第 4 議案質疑  
採決

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 5 号 上程
第 4	議案質疑

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	岡 安 謙 典	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	安 東 伸 昭	〃		10	日 並 克 己	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	〃		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	福 田 弘	欠席	
5	津 本 憲 一	〃		13	井 戸 賢 一	出席	
6	西 野 修 平	〃		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	事 務 局 長	上 田 輝 昭
副 管 理 者	山 崎 親 男	事 務 局 次 長	平 井 清 治
〃	水 嶋 淳 治	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	定 本 一 友	総 務 課 参 事	山 本 倫 史
〃	大 下 順 正	施 設 課 参 事	永 禮 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総 務 課 主 幹	杉 山 義 和	施 設 課 主 幹	松 原 寿 治
総 務 課 主 幹	立 石 克 之	施 設 課 主 幹	内 田 充
総 務 課 主 幹	平 井 良 幸	施 設 課 主 査	松 本 博 巳
総 務 課 主 査	金 田 真 由 美	施 設 課 主 任	松 岡 誠 志
総 務 課 主 査	間 山 秀 樹		

会議場所 津山市役所 議場

平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合 12 月臨時会議事録

(開会

開会宣言 午前 10 時 40 分)

●議長（松本義隆氏）

ご着席を願います。本日、平成 24 年 12 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会が招集されましたところ、皆様方におかれましては御多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様です。ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が福田 弘君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 24 年 12 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（松本義隆氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、5 番 津本憲一議員、14 番 鷹取渡議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

●議長（松本義隆氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 5 号 工事請負契約について

●議長（松本義隆氏）

それでは日程第 3 に入り、議案第 5 号「工事請負契約について」を上程し、議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい。管理者(宮地昭範氏)、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

あらためまして、おはようございます。本日、ここに平成 24 年 12 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程をされました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第5号「工事請負契約について」ご説明を申し上げます。議案第5号「工事請負契約について」につきましては、津山圏域クリーンセンターの建設について、工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

提案理由の説明は終わりました。

**日程第4 議案質疑**

●議長（松本義隆氏）

これより、日程第4に入り、「議案質疑」を行います。

それでは、お手元に配布した発言通告一覧表に従い、順次質問を許可いたします。

4番 末永弘之君、登壇。

△4番（末永弘之氏）[登壇]

議長のお許しをいただきましたので、議案第5号請負契約に関係して、まず、管理者にお尋ねします。

本日提案の「土地造成工事」に関する契約は、大本組・平井組・平田コーポレーションの共同企業体との契約になりました。この落札について、色んな事が言われているようですが、熱回収施設を請け負った日立造船とは、なかなかの仲良しで、推薦する政治家が同じとも噂されています。

そこで、まずお尋ねします。土地造成と熱回収施設との工事関係は切っても切れない関係が必要であり、密接な関係者でないとならないものかお答え下さい。

そして、元々が11月に契約が出来る予定でしたが、それが、二ヶ月延びたわけです。11月に「入札行為が流れた」時に、「やり直しの契約がなんで二ヶ月も延ばすのか」と聞きましたが、改めて、この契約を二ヶ月延ばす必要性がどこにあったのでしょうか、一回目に「流れた業者間の話し合いの機会を与えた」という声すらありますが、明確にして下さい。

さらに、管理者にお尋ねします。造成工事の契約という事ですが、この土地は、ご承知のように、裁判になっています。昨日、同じように住民訴訟によって「アルネ裁判」と称されるものが判決が出ました。結果は、原告の側の主張は、いわゆる2分の1といわれる「高いけれども容認の範囲」という壁を破れないで、棄却されてしまいました。幾つかの矛盾も感じる棄却ですが、さて、この領家の裁判の傾向を考えてみますと、領家の土地は6分の1論になっております。ここから考えると、ほぼ、間違いなく「違法性があり、支払い命令を行なえ」という結論が、かなり高い確率で出ると想定されます。そんな判決が出て、それでも造成工事を行い、熱回収・上物も建てていくということになります。どう考えても多少、恰好が悪い、このように言わなくては行けません、

この点についてはどう思われますか、教えてください。

また、今回の「造成工事」には、「産廃を捨てた場所」の土壌調査が含まれています。この調査では、私は、「有害物質が出る」と思っています。当局は、仮に「出た」としたら、法に基づいてそれぞれ対策を講じる、法に準拠した措置をする、との答弁を繰り返していますが、造成工事の期間は、平成 26 年 3 月 24 日までとされており、この期間が「延長せざるを得ない」事態になってくるのではないかと危惧しますが、どのように思われますか、教えてください。

次に、土地造成が終わってから、すでに契約が議決されている熱回収施設工事に係るようになってきますが、この請負契約をした日立造船が、11 月の議会で質問したときに、「指名停止になるかもしれない」と指摘をしました。一言で言うと「北陸の出来事で、原則、他の地方整備局には影響しない。」とか「国のほうも管区内との判断であり、それが、津山圏域の組合においての処分にはならない。」とか「組合の裁量権の範囲」とか答えられました。さて、現実の問題として、日立造船は、平成 24 年 12 月 5 日～平成 25 年 2 月 15 日までの二ヶ月と 10 日間指名停止となりました。日立さんは、失礼ですが、これだけではありません。何回か談合問題も含めて指名停止もあります。その都度「事故防止に最善を尽くして、二度と起こさないようにする。」との誓約や談話を発表していますが、このあたりの経過をどのように思われとりますか。そして、今、今日現在、指名停止期間中なんです。津山圏域資源循環施設組合は、契約をして、仕事をしてもらっているわけです。これも、とっても妙な現象だと言わなくてははいけませんが、日立の指名停止処分をどのように考え、さらに、この事によって全体の工期が、延びるという危惧はありませんか、平成 27 年 12 月稼動が延期されるようなことはありませんか、改めてお尋ねをしておきます。

この一番最初の質問（①）造成工事の契約と熱回収施設の工事関係者が「同じ応援団が付いていないと出来ないものか」と言う点と、契約が 2 ヶ月延びたことに対する考え。

2 番目（②）の、裁判の成り行きと造成工事との関係。3 番目の、土壌調査で仮に有害物質が出た場合の対策。そして、4 番目の上記、①と②の造成工事期間の平成 26 年 3 月 24 日が延期されるのではないかという危惧。そして、最後の日立造船の指名停止と津山圏域の関係、工期の関係。以上 5 点は、ぜひ管理者の答弁をお願いいたします。

次に、造成工事そのものが二ヶ月延びたことで、大下副管理者、上田事務局長らにお尋ねします。11 月には、「全業者が低入札価格で失格」という報告でした。そして、今回、全く同じメンバーで入札となりました。11 月にも指摘をしましたが、なんで同じメンバーでやれるのか、あらためて不思議なことであり、教えてください。

さらに、同じメンバーなのに、今度は見事に「低入札価格」の仕組みには、引っかからなかった。一つの企業は、相変わらず「低入札価格に引っかかって失格」こういう結果のようですが、それ以外の企業は 1 回目がクリアできなくて、2 回目がクリアできるという仕組みがどこにあるのか、何があるのか教えて下さい。

15 億円と言われる全体の工事費が、どんな仕事内容に分かれて入札がおこなわれたのか、そして、どこが、どんな状態での低入札と言われるか、さっぱり私共にはわかっておりません。わかるように簡単に答えて下さい。

さらに、日立のときは、入札価格が高いほうに落札しました。3億2千6百万円高かったんです。そして、今度は、次点との差は、僅か 399 万程度ですけれども、低いほうへ落札しました。

新クリーンセンター建設に関する業者選定については、「総合評価方式を取り入れ、あらかじめ、要求水準・評価基準などを公表し、より良い施設のあり方を求める提案を 60 点とし、価格を 40 点としたので、価格の高いほう、総合評価点が高かったので契約した。」と、こういう答弁を、理由を述べましたが、今回も、同じように総合評価方式が取り入れられたのではないのでしょうか。どうして、同じ方式でやって、一方では、価格の高いほうと契約するのが当たり前、当然だと答えて、今度は、価格の低いほうと契約するのが当然だと称する。これは、あまりにも私から見れば、身勝手と言えるではありませんか。ここに、何が何でも今年中に造成工事の契約をしなくてはいけないという特別の理由がある。二ヶ月もかけて、2 度目は失敗が無いように話し合いの時間を与えたと言われる内容があるのではありませんか。安くても高くても、ともかく、遮二無に噂の業者と契約をする。この仕組みも、何故、そんなことになるのか答えて下さい。

大本組を頭とするグループとの契約ですが、大本組は、私が簡単に調べただけでも、平成 20 年 1 月から 7 月、名古屋で 10 数社の談合事件、平成 19 年 7 月から七ヶ月間、新潟市での数社による談合事件、下水道と建築一般工事の談合、こういうことを、経過を見ると失礼ですが、やや談合慣れしていると、こういうように思えます。どのようにこのあたりを把握して、どう判断して、入札参加を認められましたか、答えてください。

今回の造成工事の入札では、率直に申し上げて、全協でもちょっと意見が出ておりました。色んな噂があまりにもありすぎます。そんな噂の一つですから、特別に気にしなくてもよいのかもしれませんが、いわゆる、「上ものを建設する日立さんと、今回、土地造成工事で落札した業者は、介添え人、政治家、暴力団が同じメンバーで気が合うから良かった。」と言う声、噂が強く私の耳に入ってきます。いわば、上も下も、「初めから出来レースである。結果を見れば、よくわかる。」こういう声はかなり強く色んな人から聞かれます。この真相、真実性がどこにあるのか、どのようにしているのか答えてください。以上で登壇での質問を終わります。

△管理者(宮地昭範氏)

議長。

●議長(松本義隆氏)

はい。管理者、登壇。

△管理者(宮地昭範氏)[登壇]

末永議員の質問にお答えをいたします。

まず、土地造成と熱回収施設との工事関係は、密接な関係者でないといけないものなのか。とのお尋ねでございます。

新クリーンセンターを計画どおり、平成 27 年 12 月に稼働させるためには、敷地造成と本体施設建設の十分な工程調整を行う必要がございまして、密接な関係は必要ございませんけれども、施工者相互間の協力は、必要不可欠なものと、このように考えておるところでございます。

次に、11 月に契約できる予定の造成工事が二ヶ月延びたが、二ヶ月延ばす必要性はどこにあったのか。とのお尋ねでございます。

今回の入札には、当初の 10 月と同じメンバーが入札に参加するとは限りませんでした。その場合には、新たな参加者に不利益が生じないように、当初入札と同様、一般競争入札の手続きに必要な期間として、約二ヶ月間が必要であったためでございます。

裁判で、「違法性があり、支払命令を行え」という判決が、かなり高い率で出ると想定されるが、それでも造成工事を行い、上物を建てていくのは、恰好が悪いとは思わないか。とのお尋ねでございます。

本組合を構成する団体の稼働中のごみ焼却施設の老朽化や、あるいはまた、使用年限及び新クリーンセンター建設が遅れることにより発生する新たな経費などの問題を考慮すれば、事業を中断して訴訟の進行を待ちながら、様子を見ている余裕はないのが本組合の置かれている現状でございます。仮に、「違法性があり、支払命令を行え」という判決が出されたといたしましても、建設用地の所有権を確保する方策を専門家の助言を受けながら検討中ではございまして、あらゆる判決を想定したうえで、平成 27 年 12 月の新クリーンセンター施設の完成・稼働を目指し、万全を期してまいる所存でございます。

次に、造成工事に含まれる土壌調査で有害物質が出ると、造成工事の工期を延長せざるを得ない事態になるのではないかとのお尋ねでございます。

今日までに組合が行なった土壌調査の結果を見ますと、環境基準を超えた土壌汚染につながる可能性は少ないとこのように考えております。結果によりましても、全体の工程、特に本体施設の建設敷地の確保に影響を及ぼさないよう、造成業者と十分な工程調整を行い、対応しなければならないと考えておるところでございます。

次に、日立は指名停止の度に誓約や談話を発表しているが、この経過をどう思うか。とのことでございます。日立の今回の指名停止をどのように考え、さらに、このことによって全体の工期が延び、平成 27 年の 12 月稼働が延期されることはないか。とのお尋ねでございます。

工事関係者は、事故を起こさないように最大限の努力を払わなければならないことは言うまでもございませんが、どのような工事におきましても、事故が起こらないという保証がないのも事実ではございまして、新クリーンセンター建設工事にあたりましては、十分な安全体制の構築と安全管理の徹底を図るよう指導してまいろうとこのように思っております。

日立造船の今回の事故、並びにそれに伴う国土交通省北陸地方整備局管内における指名停止処分という事実は、組合も真摯に受け止めなければなりませんけれども、この事実によりまして、新クリーンセンター建設事業の工期が延び、平成 27 年 12 月稼働が延期されることはない、このように考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは、3 点の質問に順次お答えをさせていただきます。

まず 1 点目の施設建設工事は入札金額の高い日立造船を、また造成工事は、入札金額が低い大本組が落札したが、安くても高くても、噂の業者と契約する仕組みなのかと、こういったお尋ねでございます。

クリーンセンター施設の建設運営事業と今回の敷地造成工事の入札につきましては、総合評価による一般競争入札として実施をいたしております。今回の総合評価によりまず一般競争入札につきましては、入札公告におきまして事前に予定価格、それから、審査基準等を公表したうえで、事業者の公募・募集を行いまして、応札者の技術点と価格点を評価いたしまして、その合計点が高い業者を落札業者とするものでございます。今回行われました総合評価によりまず一般競争入札におきましては、施設の建設運営事業は、価格点が低かったわけですが、技術点を加えた合計点が高かった日立造船グループを、それからまた、敷地造成工事につきましては、技術点は同点でございまして、価格点の高かった、大本組、平井組、平田コーポレーションの特定建設共同企業体を落札者としたものでございます。

次に、大本組はやや談合慣れしているのではないかと思われるが、どのように判断をして入札参加を認めたのかと、こういったお尋ねでございます。

組合の入札公告の参加資格の要件につきましては、11 月 5 日の入札公告の日から開札の日まで間におきまして、組合構成市町において、指名停止等の措置要綱に基づいた指名停止または指名保留中でないこと。それからまた同様の期間におきまして、営業停止を受けていないことなどを明記いたしておきまして、大本組を第 1 構成員とする共同企業体 3 社は入札後の詳細な事後審査におきましても、参加資格要件を満たしておりました。なお、調査対象期間につきましては、入札公告以降のためでございまして、それ以前の事につきましては、把握をいたしておりません。

最後の質問でございます。施設工事も造成工事もあらかじめ出来レースでございまして、結果を見ればよくわかるとの声に真実性があるが、どうなっているのかと。こういったお尋ねでございます。

本体施設でありますとか、あるいは造成工事ともにですね、適正に手続きを進めた結果でございますので、どうかご理解をいただきたい、このように思います。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

はい。上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは、私からも3点の質問にお答えいたします。「造成工事入札が不調に終わった」という報告だったが、今回の入札も、なぜ同じメンバーになるのかでございます。

当初の造成工事の入札は、入札結果が不調となり、入札事務の全てが終了いたしました。そのため、今回の入札は、設計書の内容及び設計単価なども変更いたしまして、新たな入札書類として実施をしたものでございます。組合が新たに入札公告を行い、結果的には同じ参加企業体となりましたが、新たな入札として、改めて共同企業体が応札したものでございます。

次に、低入札価格につきまして、1回目の入札がクリアできなくて、2回目の入札がクリアできるというのは、どのような仕組みかとのお尋ねでございます。

組合では、事前に予定価格を公表しております。この入札が、2回目であることを考慮して、今回の設計図書に関する質問に対しましては、前回は回答を行っていない適用積算基準、単価適用年月日などにつきましても、回答をいたしたものでございます。

次に、15億円の全体工事費は、どのような仕事内容に分かれて入札が行われたのか。どこが、どのような状態で「低入札」といわれるのか。とのお尋ねでございます。

造成工事は、DBO事業者が本体施設を建設する敷地の造成、進入路、調整池の築造などを一括して行う工事内容で、一般的に、その工事価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されております。組合は、事前に予定価格を公表しており、この予定価格の85%を下回った価格の場合が低入札となり、先ほど説明をいたしました。企業体提出の見積設計書の項目を調査することになったものでございます。

以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

再質問をいたしますが、再質問の始めにちょっとご理解いただきたいのは、今回の質問はこれからも一定程度、噂を基にした課題での質問を繰り返させていただきます。

本来、噂だけで質問するべきじゃないというくらいことは、私は理解しているつもりですけれども、この入札、日立の入札の時も含めてとえば、あえて言えると思いませんが、前後して本当に様々な話しがいろんなところから、いろんな角度から耳に入ってきます。なんでそんなことまで言わにやいけんのならということまで耳に入ります。この際、私は個人的にそんな話が嫌で嫌でかなわんです。入札ごとに、特に落札できなかった業者の方から、「あれがこうじゃ、あれがこうじゃ」言うて、もう様々な話が飛び交うわけですよ。面倒でかなわんという言葉がありますが、ほんまに面倒です。そういう意味で面倒さを整理したい。関係者もよく理解、皆さん方ができるかできんかわから

んけれども、本会議を通じて、できれば理解させる努力もしてもらいたいですよ。

落札ができなかったけんいうて、「じゃあもう落札したあれが悪いんじゃ。」「あれが暴力団とつるんどるんじゃ。」「津山市の議会は暴力団に牛耳られとんか。」まで言われてるんですよ。そこらあたりを整理したいという気持ちなので、誤解がないようにまず、前段に言うておきます。噂がかなり基になった質問です。

さて、密接な関係との答弁をいただきました。

質問したいのは、ちょっと答弁の主旨が違うんですね。同じ後押しをする人達、これが噂なんですよ。同じ後押しをする人達が「いわば仲介人になって上物も下物もやらにゃいけんのか」と、「なんならそりゃあ」と、「末永は知つとんか」と、こういう言われようのわけです。そこのとこ、もうちょっとわかるように答弁してください。

2度目の入札が2ヶ月必要だったことの答弁をいただきました。この期間がやっぱり長いと、一般的に私も長いなと思います。業者間の調整の時間稼ぎだったと、ここなんですよ。これ、しきりに言われるわけです。さらに、これ大変失礼なまったくの噂ですよ。しかし、これもはっきりさせてもらいたい。「宮地さんや、大下さんや、上田さんが、国政レベルの政治家と癒着して結託して業者選定が決まってしもうとるがな。」と、「暴力団が市政を牛耳ってええんか。」と、こういう問いかけや話が聞こえて、まことしやかに来るんですよ。これを、どうなつとるか、あるんならある言うて答えてください。ないんならないでええんですよ。さっき言ったように、はっきりさせたいんですよ。大きな仕事が出るたびに、こんな話が次々飛び交ったらかなわんでしょう。お互いがかなわんと言わにゃいけんと思うんですよ。だから、整理したいんです。どうなっておりますか。事の真相を教えてください。

裁判との関係、これは噂じゃないですよ。裁判所の様子をみてる余裕はない、どうあっても事業の中断はできないと、こういう答弁でした。

一方では、裁判で高すぎる土地代金と言われ、一方では、その土地を使って工事をしている。まあ、答弁がありましたけど、私はやっぱり、無様な姿になってくるんじゃないかと思えていけんのですよ。裁判が出てから、結論が出てからということになりますけれども、とつても無様なことになりますよという指摘だけに留めておきます。結論が出てからこれは本格的に、管理者、論議しましょうよ。絶対に6分の1くらいだから、私は、私が言ようようになると思うとんですよ。それはちょっと置いておきましょう。指摘だけをしておきます。

日立の指名停止について、造成工事との絡みを含めて気になるのは、どんな工事も事故が起こらないという保証はないということをお前提として、安全管理を十分にすると、こういう答弁です。当たり前と言えれば当たり前ですが、逆にその言葉を、事故が起こるのは当たり前、仕方がないというニュアンスで捉えているのではないかと思えることです。だから、二度と起きないように注意をすと言いながら、事故が繰り返されるのではないかと思えて仕方がありません。

市民目線に立てば、どうやっても日立の今度の指名停止処分は遠くの出来事とはいえ、現在、指名停止中の企業が堂々と組合と契約をして仕事をする。これは噂じゃありませんよ、ここは。私は率直に言うて、おかしな現象であって納得がいかなのですよ。真摯に受け止めるだけでは駄目だと私は思えて仕方ありません。どう思われますかというのが一つと、日立さんが契約をした後、指名停止になったわけで、指名停止になりましたというような報告がありましたか。これも答えていただきたい。このように思います。

さて、副管理者、事務局長らの答弁ですけれども、一度、入札について全て終えて新たに募集した結果こうなりましたという答弁でした。どうも、私はやっぱり同じメンバーで再度やるという仕組みがとても気になっているところです。これも噂ですが、課題ごとの価格という、いわゆる何パーセント、これが漏れとったと、誰かが漏らしたと、こういう声もあります。これは、職員に聞いてみましたが、どうもそれはないようですけれども、改めて本会議場であるかないか明確にしてください。

さらに、低入札の方法で、適用積算基準、単価適用年月日を事前に明らかにしたと、1回目はこれを言うてなかったと、2回目は、だからクリアできたという答弁でした。そういう行為は、言葉を変えれば談合をよりしやすくした。こういうふうにして思えて仕方ありません。そのための時間稼ぎだと思えます。もう一度、2度目がうまくクリアできる仕組みを、もうちょっとわかるように答えてください。

さて、機械は高い企業、土地は安い企業との矛盾です。適正にしたと、こういう答弁です。総合評価一般競争入札だから、当然のことと言えば当然の答弁です。わからないわけですが、3億2千6百万円も高いところと契約をする。そして今度は、次点との差がわずか399万円ですけれども安いところと契約する。失格した業者はこれよりももっと安かったんですね。総合点方式で、いわば失格したんですから、あれこれ言うべきじゃないんでしょうけれども、表面的にはそういうことは有り得る現象と言えるんだらうと思いますが、市民目線から見たら、やっぱり噂通りの企業体と契約をする、そういう小細工がそこにあるんじゃないかという疑いの眼差しがあるんです。この疑いの眼差しを晴らしてください、今日は。明確に答弁していただきたい。このように思います。

組合独自の契約に関する入札、業者選定取扱要項では選定基準第3条で津山市の例を準用するとされております。津山市では、指名停止に関する別表1で「安全管理の措置が不適切であったために死傷者を出した時、津山市が独自に指名停止とすることができる」となっております。日立はまさにこれだったんですね。

確かに契約をした、応札をした、その時はまだ指名停止にはなってなかったけど、事故が起こったんですよ。事故が起こるとって私は本会議で指摘したと思うんですよ、当時。にも関わらずあんた方は「そりゃまあ関係ないんじゃない」いうことで今日を迎えておるわけです。確かに津山市の準用する規定の中では、指名停止することが決まるとるわけじゃありません。できるという極めて緩やかな、大下さんが言う裁量権の範中にあるから、平気でやったんですか、答えてください。

さて、暴力団との関係、排除条例というのが津山市にもありますし、他の町村にもあるんだろうと思うんですけれども、政治家や市会議員や町会議員の中に、警察が言う暴力団排除条例、それに類する組織関係、組織に関係する議員、どうも業者にはおらんいうことを警察は言ようになりますから、後、暴力団絡みじゃいうことになると、ここにしか残ってないんですよ。これも噂ですよ。あるかないかわかっとったら教えてください。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

末永議員の再質問にお答えをいたします。

まず、密接な関係者については、同じ後押しの人たち・仲介人が必要なのかという意味だが、どうなのかとのお尋ねでございます。本体施設の建設運営事業者、及び敷地造成工事業者については、組合が事前に公表いたしました選定方法に基づきまして、公平かつ適正に審査した結果、決定をしたもので、特別な関与があったものではないと、この事を申しておきたいと思えます。

次に、業者選定にあたって、当局と国政レベルの政治家とが癒着、結託しているとか、あるいはまた、暴力団が市政を牛耳っているとか、いろいろな話が流れているが、どうなっているのかとのお尋ねでございます。

津山圏域クリーンセンターに係る施設建設運営事業者並びに敷地造成工事業者の選定にあたりましては、入札から落札業者決定に至るまで公平かつ適正にとり行われており、政治家やあるいは暴力団の関与はございません。実は、私も、先ほど質問の中で出ておりましたけれども、特定の国会議員とそれから私、大下副管理者が結託をしてですね、業者から金をもらっておると。こういうような話が出ておりました。私は、その発信元の方を見つけましてですね、一応、副管理者も立ち会いの元に、いろんな話をさせていただきました。そしてその発信元の方が言われること、この会話の状況をテープに録って、津山警察署に提出をいたしております。また、メールが次々きておりますから、そのメール等もですね、津山警察署の方に提出をいたしておりますから、いずれいろんなかたちで調査が進むと、こういうふうに思うところでございますけれども、私共は、全くですね、そういったことはございませんということを、この場であえて申しておきたいと、こういうふうに思います。

それから次に、日立造船の指名停止について、真摯に受け止めるだけでよいのかとのお尋ねでございます。また、日立造船のほうから、指名停止について報告があったのかとのお尋ねでございます。

真摯に受け止めることはもとより、二度とこのような事故を起こさないように、十分な反省を行うとともに、事故防止について万全を期してまいろうとこのように思っております。日立造船からは、議員から連絡をいただきました後になりましたけれども、指名停止処分の経過と今後の津山圏域クリーンセンターの建設にあたっての一層の安全管

理を行う旨の報告書を受領をいたしております。組合といたしましても、安全管理の徹底について、日立造船と十分な協議を行いまして、安全確認体制を構築するとともに、指導を徹底してまいろうと、このように考えておるところでございます。

それから、関係者の中に暴力団がいるのか。あるいはまた、津山市と他の4町に暴力団があるのか。市議会議員や町議会議員の中に暴力団排除条例の対象者がいるのかとのお尋ねでございます。

津山市並びに4町の建設工事入札参加資格登録にあたっては、暴力団又は暴力団員等を排除するために、各市町の暴力団排除条例に基づく必要な措置が講じられておりますので、今回の関係者の中には、暴力団などの存在はないと、このように考えておるところでございます。また、津山市と他の4町に存在する暴力団、並びに暴力団排除条例の対象となる市議会議員、町議会議員については、組合では把握はできておりません。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

2点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、市民目線から見たら、噂どおりの企業体と契約させる小細工との疑いでみられると思うが、どのようかとお尋ねでございます。

施設の建設運営事業、それから敷地造成工事のどちらの入札におきましても、総合評価によります一般競争入札として、評価基準を事前に公表いたしまして、公平性、それから透明性を確保したうえで、入札事務を行ったものでございまして、その結果をもって決定したものでございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

次に、契約に関する入札・業者選定取扱要綱では、指名停止について、「できる」とされており、「ねばならない」ではないから、してもよいのかとこういってお尋ねでございます。

当組合は、指名委員会におきまして、富山県射水市の事故に関しまして、日立造船が国土交通省北陸地方整備局などから指名停止処分を受けた経過などを確認いたしました。しかし、今回の契約を解除する事由には当たらないものとの判断に至ったものでございます。現在、契約に基づきまして、施設の設計作業を進めておりますが、建設工事に際しましては、繰り返しになりますが、十分な安全体制の構築と安全管理の徹底を図るよう指導してまいりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

はい。上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは、私は、2点お答えをさせていただきます。

噂では、課題ごとの価格が洩れたという声があるとのことですが、組合では、

低入札調査価格制度の取扱要領で、低入札価格の設定、低入札価格の調査、判断基準のパーセントなどは事前に公表いたしております。入札設計書の内容は、固く封印をいたしまして、設計図書作成後は、職員の守秘義務の徹底及び十分な管理を行い、入札に臨みました。よって、課題ごとの価格が漏れていたということは、絶対にありません。

次に、2度目の入札で、適用積算基準、単価適用年月日を事前に明かしたることによることで談合をやりやすくしたことにならないか。再度、2回目がうまくできあがる仕組みを明確にしてくださいとお尋ねでございます。

先ほども説明させていただきました通り、今回の入札が2回目であることを考慮して、設計図書の質問に対しまして、許される範囲で丁寧に回答はさせていただいた結果だと考えています。期間につきましても、一般競争入札の手続きに必要な期間を設定したものであり、談合のための期間を設定したものではありません。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

ちょっと4番議員に申し上げたいと思いますが、本日は議案第5号に対する質疑を受けておりますので、それ以上の離脱をした質問については、ちょっとお控えをいただきたいと思いますので議事運営にご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

はい、4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

今、議長の注意ですが、議事の運営上のことでもあるんだろーと思ひますが、私は逸脱しとらんと思っとうです。なぜかと言ったら、この契約をすることに依じて、いろんなことがあるやつを整理した質問をしとると。例えば、北海道の質問をしよって東京のことを言うんなら逸脱しとる言われてもええけれども、全てこの工事契約に関係する質問をしとると、こういうふうに思っとうです。これだけは、私は逆に述べておきます。

そこで、再々質問ですけれども、全体とすれば噂通りのことは有り得んと、こういう答弁が繰り返されてきました。もう一度確認ですけれども、今度の造成工事の契約、この契約行為をする経過の中で、管理者答弁がありました。暴力団の存在、津山市と4つの町、あるいは議会の中での暴力団に排除条例に対応する人がおらんかということについては組合で把握してないと、こういう答弁がありました。できれば把握していただければというふうに思ひますし、ある意味では、各市町村ごとの課題になるかもしれませぬ。それは一応、お願ひだけに留めておきます。

さて、日立からの報告ということで、私が指摘をしてから報告させて「二度としません」と、こういうことを契約したという答弁でした。不誠実だと私は思ひます。本当言うたら、私が指摘しようとするまいと指名停止になった瞬間に、言うべきだろーと思ひます。そこのところがちょっとおかしいと思ひます。だから、いろんなことがあつて、もう二度としませんということを誓つても、どうしても繰り返してくる、こういう不誠実さがそこに見える。このように思ひます。契約の時点で、やっぱり指名停止

の可能性を私は指摘してきたわけで、契約を延ばして待つ必要があったと、これも指摘をしておきます。契約自体を、指名停止がもうすぐ、くるかもしれんと言ったんですから、本当言うたら、その結果を待って、契約するかせんかをもういっぺん考えてもらいたかったということです。

さて、直接この造成工事に絡む課題ごとの評価の課題について答弁をいただきました。最初の答弁の中で総合点は4つとも同じ点だったと、だから価格の低いところと契約する結果になったと、その前に1つの業者が、失格という言葉が適当かどうかわかりませんが、失格をしたと、こういうことでした。いわば、課題ごとの整理の中で、もうちょっと具体的に、事務局長にお尋ねですけれども、土量、土の量、掘削や盛土の費用、これがなかなか容易にわかるもんじゃないという噂です。誰かが請け負った、請け負おうとしている大本企業体に教えなんたら、なかなかそりゃあできんぞという噂、声が聞こえてきて、「末永そのこと知っとんか」という人も、直接尋ねられました。

そんなこと私は、全く訳のわからん話でして、何を言ようるかもようわからなくて、事務局に聞いたら、工事で土をこっちへ動かしたり、掘ったりひねったりすることだろうということになって、何となくわかったんですが、その価格というのはそれほど難しいもんですかというのが1つと、やっぱりこれを誰かが教えたんかいうて、事務局長、一切課題ごとにそんなものを言わんよになつとるし、言うたらんという答弁だったんですが、あえてお尋ねしときます。土を動かすというんですか、土の量、掘削や盛土、この費用を教えた人はおりませんかということをお尋ねします。

そして、総合点との絡みも含めて失格した企業が1つあるということが、ずっと言われてきております。率直に聞きます。何が駄目だって失格したんですか。他のグループが、答弁によると、みんな容易にクリアできる課題であったというふうに聞こえて仕方がないんです。なら、失格したと言われる人も容易にクリアできてもええと思えるんですよ。そう難しいことじゃないというふうに、あんた方が答えをしておるんで、どうなつとるか答えていただきたい。こういうことです。

●議長（松本義隆氏）

はい。上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは、また2点お答えいたします。

土の量、掘削、盛土費用は、容易に分らないのに、誰かが教えたのではということでもございましたが、これは、入札設計書には、土の掘削、盛土土量、構造物の数量などは、明記しておりますので、積算は容易に可能であります。教えた者は、内容的に単価的なことなど教えた者はおりません。

続きまして、失格した企業は、何がクリアできなかったのかということでもございます。今回の敷地造成工事には、前回と同様の5企業が参加し、そのうち、予定価格の85%を2企業が上回り、低入札調査の対象とはなっておりません。3企業が下回ってお

りましたため、低入札調査となりました。その3企業体の見積設計書の内容を調査し、不適格になった企業体は、調査の早い段階、共通仮設費の数字で明記をしておくそのところを下回っておったということがここで判断されましたので、その時点で、この企業体の審査は終了いたしました。審査結果の内容につきましては、不適格となった企業体の第1構成員にそのことを説明をいたしまして、理解をいただいております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい。4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

いわゆる途中で言いました噂をもとにした大変失礼な質問が続きました。答弁を聞いて概ねのことはわかりました。最後、自分の感想のようなもんですけど、失格した業者というのが、いわば途中でもう早い段階で、適格でなかったと、ここから前へ進まあでもええというような状況で失格したと。そうなってくると、ちょっとよくわかりませんが、普通なら、本気で仕事をしようと思うたら、そのぐらいのものはクリアすべきだと思うんですよ。今、答弁があったように簡単なもんなら。取る気がなくてやったんかという感じに聞こえて仕方がない。これは私の感想ですけれどね。で、議長、申し訳ない、討論も含めてさせてください。討論の時間わざわざ取ったらおかしいんで。これで終わりますから。

さっき言いましたように、噂をもとにした質問というのは、あまりすべきではないと思うんですが、あまりにもえげつない。管理者も答弁しましたように、ほんまに管理者の名前でお金をもろうたんじゃいう噂まで飛び交って「末永それを知っとんか」言われるんですよ。「知るわきゃねえし、わかるわきゃねえ」いうて言うんですけど、「お前情けない」とこうなるんですよ。そういう意味で、どうしても整理しとかにやいけんと思って質問しましたんで、その点は、あしからずと言うんか、ご理解していただければと思います。

さて、最後の意見を含めて言っておきます。政治家が関与しているんかどうか、暴力団が絡んでいるんじゃないんかとかいう様々な噂、業者との契約、そこらとの絡みで契約したんかと、全てそんなことはない、こういう答弁でした。特別に便宜図ったこともなければ、値段を教えてもらったこともない、お金などもらってない、中央の政治家も関与してない、そりゃそうだろうと思うんです。そうでなくちゃいけません。

企業側の方は、それぞれ正式なルール、決められた通りの入札をして、結果としてそこに落札をしたと、こういうふうに答弁を聞いて理解はいたしました。政治家も関与してない、まして暴力団などは関与してない、そういうことなんです。しかし、お互いがゆっくりと考えていただきたいのは、噂があったのは、これまた事実なんですね。いい悪いは抜きです。嘘・本当は抜きです。管理者も市長としてでしょうが、直接そんな噂を持っている人と話をしたという答弁を今しました。そこらあたりがね、私はどうも、

この津山というところの空気というのはね、どう言うんでしょう、こう、入札ごとに誰々に頼みに行かにやいけんのじゃとか、誰々のどこの門を叩かにやいけんのじゃとか言うて、僕らの世界では全く訳のわからん想像もできんようなことを言う人も中にはおるんですよ。全国の入札がそんなことになつとるとしたら、日本中が汚れてしもうとんじゃないかと思えるくらい不細工な話です。そういうふうな根も葉もない噂を立ててくれるなど、これをね、やっぱりもっと徹底していただきたい。

もう1つはね、指名停止になるというようなことがわかるとののなら、もうちょっと慎重にするという姿勢も一方ではいると思うんですよ。そういうものはね、やっぱり、ありもしない噂を噂として呼んでしまう。こういう危惧も私は感じております。確かに、そういえばそうかなと思える。表面だけ見たら見えるような現象があるんですよ。事実、日立さんと大本さんらのグループ、確かに、落札する前から「取るで」いう話は耳にしとったんですから。普通なら、こんな話が出るということがおかしいわけでしょう。答弁にもありましたけど、そんなことは有り得んことなんじゃ。ところが、事実、その噂が街中ザッと飛び交ったんじゃから。そういう現象を、どうしてもみんなの力で無くしてもらいたいと思うんですよ。そうせん限り、津山に優良企業は来ません。こう思えて仕方がないんです。嘘じゃありません。ある大手の今、流行りのメーカーが、回り回って私のとこへ苦肉の策で電話をしてきて、「教えてくれえ」言うけん、「何なら」いうて言うたら、「誰々に挨拶せなんだら、あんたとこの津山市の仕事はできませんか。」言うて。「よう知つとるがな、その通りじゃ。」言うたら、「わかりました、あんたが言うんが本当でしょう。」言うて、そっからもうパチッと津山に来るのを止める言いました。本当にこれ事実、僕が体験した話なんです。こういう、今日、噂話をガシヤガシヤガシヤしたことと、似たようなもんですよ、ここらあたりは。だから、そういうものを無くする努力をしていただきたいというふうに思えて仕方がありません。何が何でも噂通りの企業と契約する、この結果が見えたら、やっぱり僕はちょっと不細工なんじゃないかなと思います。何も無いということはわかりましたけどね。そこらあたり、お互いが気を付けていただきたいというふうに思います。そして、最後ですが、今度の契約事項はこういう噂とは全く無関係です。領家という地域ですということには、私は納得できておりません。造成工事するなという意味でもありません。しかし、領家の方々が、反対運動がまだ起こっておるし、領家でやるということについてはクリアしなくてははいけない課題が、まだ3つや4つ残つとる。宮地さん自身の力で無くしてもらわにやいけんことが残つとる。それが整理できてない段階での造成工事や上物の工事には賛成しがたい。

したがって、この契約事項には反対するという意見を申し上げて、私の質問を終わります。質問と答弁を終わるということです。

●議長（松本義隆氏）

答弁はよろしいですか。

△4番（末永弘之氏）

はい。よろしい。

●議長（松本義隆氏）

以上で通告による質問・質疑は終わりました。討論については、通告がございません。

これより採決に入りたいと思います。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

（賛成13名、反対1名）

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、議案第5号については、原案とおり可決することに決しました。以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶がございます。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、年末の大変ご多忙のところ組合議会臨時会にご出席いただきまして、ただ今は提案した議案につきまして適切なお議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも、新クリーンセンターの施設完成に向けて最大限の努力をする所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほど心からお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。ご苦勞様でございました。

●議長（松本義隆氏）

これをもちまして、平成24年12月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

午前11時35分 閉会

地方自治法123条2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成24年12月27日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 松本義隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 津本憲一

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 鷹取 渡

平成 24 年 12 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会発言通告一覧表

平成 24 年 12 月 27 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①議案第 5 号について ②土地造成の課題	管 理 者 副管理者 事務局長